

長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第2弾）交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、電気料金の高騰に直面する特別高圧受電事業者の負担を軽減するため、予算の範囲内で、事業に係る電気料金の一部を支援する長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第2弾）（以下「支援金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号で定める会社、個人及び組合をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)から(3)に該当する中小企業者が所有している者
- (5) (1)から(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者
- (6) 主たる事業が農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、鉄道事業である者

（支援対象者）

第3 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、長野県内の事業所（公立施設、発電施設を除く。）で事業を行う中小企業者
- (2) 小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、長野県内の商業施設（大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号）第5条第1項に規定する届出施設に限る。）を運営又は管理する者
- (3) 前号の者から前号の商業施設の管理又は管理業務を受託している者

2 前項の規定にかかわらず、長野県暴力団排除条例（平成23年3月17日条例第21号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者は、支援金の交付の対象としない。

（支援金の額及び支援金上限額）

第4 第3で規定する支援対象者に対する支援金の額及び支援金上限額は、別表のとおりとする。

（支援金の交付申請及び実績報告書）

第5 規則第3条に規定する申請書は、次のとおりとする。

- (1) 第3第1項第1号に該当する者は、長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第2弾）交付申請書兼実績報告書（様式1号）
- (2) 第3第1項第2号又は第3号に該当する者は、長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第2弾）交付申請書兼実績報告書（様式2号）

2 規則第12条第1項に規定する実績報告は、前項の提出をもって報告したものとみなす。

3 規則第3条及び規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 第3第1項第1号に該当する者は、交付申請額計算書（様式3号）及び誓約書（様式4号）
- (2) 第3第1項第2号又は第3号に該当する者は、誓約書（様式5号）、テナント事業者数を証する書類
- (3) 特別高圧の電力需給契約を締結していることを証する書類（契約書又は請求書の写し等）
- (4) 特別高圧受電施設の電気使用量を証する書類（請求書の写し等）
- (5) 履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に発行されたもの）

(6) 第3第1項第3号に該当する者は、管理業務受託を証する書類（委託契約書等）

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 第3第1項第1号に該当する者は、前項の支援金の交付申請を2回行うことができる。ただし、別表に定める支援対象月の重複はできないものとし、1回目と2回目の交付申請の額の合算が4,100万円を超えないものとする。

3 第3第1項第1号に該当する者は、前項の支援金の交付の申請をするに当たって重複する添付書類がある場合は、その書類の提出を省略することができる。

（テナント事業者への分配）

第6 第3第1項第2号又は第3号に該当する者は、受領した支援金を速やかにテナント事業者に対して分配し、支援金分配報告書（様式6号）を知事に提出しなければならない。

（支援金の交付決定及び額の確定）

第7 知事は、第5第1項の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、支援金の交付決定を行い、支援対象者に通知するものとする。

2 第1項の通知は、額の確定通知を兼ねるものとする。

（申請の取下げ）

第8 支援対象者は、規則第7条第1項に規定する申請の取下げを行う場合は、その旨を記載した書面（任意様式）を第7の交付決定の通知を受けた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

（支援金の支払い）

第9 支援対象者は、支援金の支払いを受けようとするときは、長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（第2弾）請求書（様式7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、支援対象者から適正な請求書を受理した日から速やかに支援金を支払うものとする。

（決定の取消し等）

第10 知事は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき

2 知事は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支払われている支援金があるときは、支援対象者に対して、その返還を命じることができる。

（報告等）

第11 知事は、この要綱の実施において必要があると認めるときは、支援対象者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は調査することができる。

（関係書類の保管）

第12 支援対象者は、支援金の申請に係る資料及び帳票類を常に整備しておかなければならない。

2 支援対象者は、第9の支援金の支払いを受けたときは、支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、前項の資料及び帳票類をすべて保管しておかなければならない。

（その他）

第13 この要綱の規定にない書類等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月22日から施行する。

(別表)

支援対象者	支援金の額	1事業者あたりの支援金上限額
小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、長野県内の事業所（公立施設、発電施設を除く。）で事業を行う中小企業者	令和5年10月分から令和6年4月分までの電気使用量1kWh当たり1.8円を乗じて得た額と令和6年5月分の電気使用量1kWh当たりに0.9円を乗じて得た額を合計した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	4,100万円
小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、長野県内の商業施設（大規模小売店舗立地法で規定する届出施設に限る。）を運営又は管理する者	令和5年10月から令和6年5月までのいずれか、かつ申請日時点で当該商業施設に入居し、支援金の分配が可能なテナント事業者数に3万円を乗じた額	—
上記の者から上記の商業施設の運営又は管理業務を受託している者		